

令和6年度

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム取水設備工付帯工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区煙山ダム取水設備工付帯工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区の事業計画に基づき、煙山ダム取水設備改修工事の水替工、貯水池内堆砂除去土の盛土及び放流施設の補修を行うものである。

2. 工事場所

岩手県紫波郡矢巾町煙山地内

3. 工事概要

本工事は、煙山ダム取水設備工の付帯工事で、その概要は以下のとおりである。

(1) 土捨場盛土工 $V=22,700\text{m}^3$

(2) コンクリート補修工

放流施設 施工延長 $L=150.682\text{m}$ （隧道、開渠区間を含む）

隧道区間 標準馬蹄形 $2r=2.4\text{m}$ $L=134.855\text{m}$

（施工始点 測点No. 0 施工終点 測点No. 6+14.855）

開渠区間 $B3.0\text{m}\times H2.5\text{m}$ $L=15.827\text{m}$

（施工始点 測点No. 6+14.855 施工終点No. 7+10.682）

内訳

高压洗浄工 $A=341\text{m}^2$

表面被覆工（吹付工法） $A=341\text{m}^2$

断面修復工（左官工法） $A=9.0\text{m}^2$

ひび割れ補修工（低圧注入工法） $L=11.4\text{m}$

ひび割れ補修工（充填工法） $L=8.3\text{m}$

目地補修工（目地成型ゴム挿入工法） $L=15.6\text{m}$

(3) 水替工 2箇所

(4) 伐開工 1式

(5) 仮設工 1式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

コンクリート補修工事は非出水期の11月1日以降でなければ工事着手できない。また、ダムの貯留開始は3月1日を予定している。

なお、水替工は関連工事と十分な工程調整等を行ったうえで実施すること。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等78日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている172日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月24日(工事完了期限日)まで

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事の関連工事として以下の工事を予定しており、工事工程に支障が生じないよう監督職員及び関連工事の責任者と十分な調整を行わなければならない。

・煙山ダム取水設備改修工事（施工予定時期 令和6年10月上旬～令和7年3月24日）

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 濁水処理対策

本工事で発生する濁水は、図面に示す濁水軽減処理施設を設置し、処理しなければならない。

(3) 保安対策

本工事に交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行等を優先するものとし、事故防止に努めなければならない。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して

行うものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

工事用道路は、令和3年度に整備した工事用道路及び仮設道路を使用するものとし、本工事完了時に仮設道路を撤去するものとする。

なお、使用前もしくは使用中に補修が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

2. 土捨場

土捨場は、図面に示す箇所とし、その名称等は以下のとおりである。

名 称	搬出予定量	内 容	備 考
仮置場上流側	20,700m ³	令和5年度堆砂除去土	
	2,000m ³	仮設道路盛土	
計	22,700m ³		

3. 濁水軽減処理施設

本工事で発生する濁水は、沈澱池で沈降させたのち、濁度処理軽減施設で濁度を軽減し排水しなければならない。

大型土のうは堤体下流に仮置きされた耐候性大型土のうを使用するものとし、工事完了時に撤去及び廃棄するものとする。

なお、沈澱池に堆積した土砂は土捨場へ搬出するものとし、契約変更の対象とする。

4. 隧道内仮設

（1）換気設備（坑道式）

隧道内の施工に当たっては、通風能力90 m³/min以上の換気設備を設けるものとする。

（2）照明設備

坑内照明は、労働安全衛生規則に基づき、作業場所及び作業員の通行等の安全確保のために必要な照度を満たす照明を設置するものとし、設置計画について監督職員の承諾を得るものとする。

（3）資機材の運搬

換気設備、照明設備の設置に当たっては人力による台車等での運搬を行うものとしているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

5. 水替工

貯水池内の排水量は、以下のとおり想定している。

区分	排水区分	排水量	箇所数	排水先
大白沢川 (斜樋前)	作業時排水 及び常時排水	$Q_{\max}=4.5 \text{ m}^3/\text{min}$ ($\phi 200 \times 2$ 台)	1	余水吐から下流へ
岩崎川 (締切前)	作業時排水 及び常時排水	$Q_{\max}=9.5 \text{ m}^3/\text{min}$ ($\phi 200 \times 3$ 台)	1	余水吐から下流へ

なお、重機進入路に使用する耐候性大型土のうの製作は、仮置場の土砂を流用するものとする。

6. 除雪工

除雪は、降雪深が 10 cmに達した場合に行うものとし、実施後は、速やかに監督職員に実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 支給材料

1. 支給材料

支給する材料は、以下のとおりである。使用に当たっては、工事着手前に監督職員の立会の上、確認するものとし、損傷等から使用することが出来ない事が確認された場合は協議するものとする。

品名	規格	単位	数量	備考
サクシオンホース	$\phi 200$ 、両端 S カラーバンド 締加工品、定尺 20m	m	480	
サクシオンホース	$\phi 200$ 、片端 S カラーバンド 締加工品、定尺 20m	m	160	
10FK×S カラーポンプ吐出管	$\phi 200$	個	5	
ビクトリックジョイント	$\phi 200$	個	32	
ケーブル	38sq×4 芯、38sq×3 芯	m	800	
ケーブル	38sq×4 芯、CV	m	80	

2. 引渡し場所

岩手県紫波郡矢巾町煙山地内（煙山ダム貯水池内及び管理棟）

3. 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、以下のとおりである。

(1) 表面被覆工（吹付工法）

表面被覆工に用いる材料は無機系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ア ポリマーセメントモルタル（繊維入り）

試験方法等		規格値	
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 $18 \text{ mm}/\sqrt{t}^{※1}$ 年以下）	
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で 7 日間 気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1. 5N/mm ² 以上
		多湿条件	1. 5N/mm ² 以上
		低温条件	1. 5N/mm ² 以上
		水中条件	1. 0N/mm ² 以上
		乾湿繰り返し条件	1. 0N/mm ² 以上
		温冷繰り返し条件	1. 0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561（28 日養生）	21. 0N/mm ² 以上	
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^\circ\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下	
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案) ^{※2} (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が無機系：1. 5 以下	
凍結融解試験	JIS A 1148（A法） 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上	

※1： $\sqrt{t}$ t=経過時間（年）

※2：農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）

(2) 断面修復工（左官工法）

断面修復工に用いる材料は無機系とし、以下の規格を満足するものを使用する。

ア 断面修復材（ポリマーセメントモルタル(繊維入り)）

試験方法等		規格値	
付着強度試験	JSCE-K 561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ で 7 日間 気中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1. 5N/mm ² 以上
		多湿条件	1. 5N/mm ² 以上
		低温条件	1. 5N/mm ² 以上
		水中条件	1. 0N/mm ² 以上
		乾湿繰り返し条件	1. 0N/mm ² 以上
		温冷繰り返し条件	1. 0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561（28 日養生）	21. 0N/mm ² 以上	

長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを 基長とし、材齢28日の長さ変化 率が0.05%以下
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速 度係数 18 mm/√t※1年以下）
凍結融解試験	JIS A 1148（A法） 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

※1：√t t=経過時間（年）

（3）ひび割れ補修工（低圧注入工法）

低圧注入工法に用いる材料は樹脂系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ア ひび割れ注入材（樹脂系ひび割れ注入材）

試験方法等		規格値
注入性の試験	JIS K 6833	粘度 1.0Pa・s 以下又はせん断粘度係数 4±1
可使時間の試験	温度上昇法	可視時間 30 分以上
硬化収縮試験	JIS A 6024	硬化収縮率 3 %以下
付着強度試験	JIS A 6024	各試験条件における接着強さ
		標準条件（乾燥面） 6.0N/mm ² 以上
		特殊条件（湿潤面） 3.0N/mm ² 以上

（4）ひび割れ充填工（充填工法）

充填工に用いる材料は樹脂系とし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ア ひび割れ充填材（ひび割れ充填用可とう性エポキシ樹脂）

試験方法等		規格値	
引張強さ試験	JIS K 6251 1号ダンベル形状 引張速度200±20mm/min 標準条件：JIS K 6250 6. 試験室の標準条件で14日間養生を行う。	各試験状況における引張強さ	
		標準条件	1.0N/mm ² 以上
		低温条件	1.0N/mm ² 以上
		加熱劣化条件	1.0N/mm ² 以上
伸び試験	低温条件：標準条件の養生後、0±3℃で16時間養生を行う。 加熱劣化条件：標準条件の養生後、80±3℃で14日間養生を行う。	各試験条件における伸び	
		標準条件	30%以上
		低温条件	30%以上
		加熱劣化条件	30%以上
引張接着強さ試験	JIS A 1439 5.20	標準条件	最大引張応力 1.0N/mm ² 以上
引張接着時伸び試験	引張接着性試験		最大荷重時伸び率 10%以上

（5）目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

目地補修工に用いる材料は成型ゴムとし、以下の規格を満足するものを使用するものとする。

ア 目地補修用成型ゴム

試験方法等	規格値
-------	-----

促進耐候性試験	JISK6266試験条件:キセノンアークランプ式4,000時間(放射照度60W/m ² 、測定波長域300～400nm)又は、サンシャインカーボンアーク灯式2,400時間(放射照度255W/m ² 、測定波長域300～700nm、パネル温度63℃)	ひび割れ、変色等がないこと
耐オゾン劣化試験	JISK6259 静的オゾン劣化試験 5.4.2.a)き裂状態観察法試験条件:オゾン濃度50pphm、試験温度40℃、引張ひずみ50%、試験時間96時間	JISK6259 付属書1によるき裂の評価で、A-1を限度とする
成型ゴム露出表面の応力状態(引張応力)	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅰ型)の耐オゾン性試験方法(案)	FEM解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力(又は引張歪み)が働かないこと
	目地成型ゴム挿入工法(品質規格Ⅱ型)の耐オゾン性試験方法(案)	歪み測定又はFEM解析等において、成型ゴム露出表面に働く引張応力(又は引張歪み)が、同種ゴムの屋外における実績以下であること
耐熱老化試験	JISK6257 試験条件:試験温度70℃、試験時間96時間	伸び変化率-20%以内
脱落抵抗性試験	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法(案)	1.00N/mm ² (MPa)以上
接着材の付着強度試験	JSCE-K561 準拠供試体:表面被覆材の代わりに接着材を所定量塗布する。水中条件における養生条件:供試体作成後、温度20±2℃、相対湿度60±10%で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。サイクル数;乾湿及び温冷繰返し回数20サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件 1.5N/mm ² 以上
		多湿条件 1.5N/mm ² 以上
		低温条件 1.5N/mm ² 以上
		水中条件 1.5N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件 1.0N/mm ² 以上
成型ゴムの圧縮永久歪み試験	JISK6262 試験条件:試験温度70℃、試験時間24時間、試験片を圧縮する割合25%	圧縮永久歪み30%以下
止水性試験	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案)(試験水压0.1MPa、水压保持時間3分間)	漏水が認められないこと

2. 見本又は資料提出

主要材料及び以下に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
ポリマーセメントモルタル(繊維入り)	試験成績書・カタログ	
目地補修用成型ゴム	試験成績書・見本・カタログ	
プライマー	試験成績書・カタログ	
接着剤(目地補修工)	試験成績書・カタログ	

材料名	提出物	備考
耐候性大型土のう袋	カタログ、性能証明書	

3. 監督職員の検査又は試験

以下に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料についても、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
ポリマーセメントモルタル（繊維入り）	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
ひび割れ補修材	外観・数量	現場搬入時
	空袋数量	施工完了後
目地補修用成型ゴム	外観、計上、寸法	搬入時抽出検査
各種プライマー	外観・数量	現場搬入時
	空缶数量	施工完了後
接着剤	外観・数量	現場搬入時
	空缶数量	施工完了後

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、以下に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋 コンクリート殻	岩井建設㈱	岩手郡雫石町 御明神籬野405, 406-1	8時～17時	再資源化施設業者
廃プラスチック	(有)共同産業 共同 リサイクルセンター	胆沢郡金ヶ崎町 西根街道下49-3	8時～17時	最終処分業者
木くず	丹内建設㈱ 中間 処理場	岩手郡雫石町 第31地割字笹森89-1 他	8時～17時	再資源化施設業者

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、以下のとおりである。

業 工 内 程 容 ご と の 解 作	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有□無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

4. 土工

(1) 伐開工

- ア 伐開区分は、伐開Ⅰとする。
- イ 伐開は、図面に示す範囲とする。

(2) 仮置土搬出

- ア 仮置土については、指定の土捨て場に搬入するものとする。
- イ 仮置土の搬出は、ブルドーザ 20t 級での押土、バックホウ 0.8 m³での積込、ダンプトラック 10t 積級による運搬を想定している。

(3) 土捨て場盛土工

盛土は、一層の仕上がり厚さが 30 cm 程度になるようにまき出し、締固め度 85% 以上となるよう締め固めなければならない。

5. コンクリート補修工

(1) 表面被覆工（吹付工法）

ア 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおりと考えている。施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

イ 準備工

- (ア) 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。
- (イ) ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

ウ 下地処理工

- (ア) 高圧洗浄機等を用いコンクリート表面の泥、藻、苔並びに油脂類等の付着物及び、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。
- (イ) 隧道部の下地処理について標準洗浄圧は 30MPa を、開渠部の下地処理については、過年度の試験施工に基づき、側壁 14.7MPa、底版 30MPa を想定しているが、予め試験施工を行い所定の付着強度が確保できるか確認し、監督職員に報告しなければならない。
なお、これに係る費用については別途監督職員と協議するものとする。

エ 表面被覆工

(ア) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(イ) 不陸調整

不陸の調整は、表面被覆工に使用する材料により本施工と一体的に行うものとする。

(ウ) 被覆工

吹付機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

吹付作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打ち継ぎ有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

(エ) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、むらのないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

(オ) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう仮囲い屋根等を設けるものとする。

なお、外気温が4℃未満になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(カ) 被覆材の材料使用量確認について

被覆材の材料使用量については、設計量×(1+K)で計上している。Kは補正係数0.18とし、補正係数には施工時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものを含むが、高圧洗浄後の凹凸を解消する材料使用量は含まれていない。このため、使用した材料の空袋については、施工完了後に監督職員の確認を受けるものとする。

なお、空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 断面修復工（左官工法）

ア 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおりと考えているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

イ 準備工

(ア) 施工の支障となる草等については、丁寧に除去するものとする。

(イ) 断面修復箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

ウ 下地処理

コンクリート剥離部など弱部の除去は人力により丁寧に除去するものとする。

なお、高圧洗浄による弱部の除去が必要な場合には、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

エ 断面修復工

(ア) 下地処理後、監督職員と立会のうえコンクリートカッター、はつり、修復工範囲等を決定するものとする。

(イ) コンクリート剥離部など脆弱部を四角に囲むように深さ30mm程度にコンクリートカッターにより切断するものとする。

(ウ) はつりは、構造物の耐力に影響を与えないよう行うものとするが、これにより難しい場

合には監督職員と協議するものとする。

(エ) はつり等により鉄筋の露出が確認された場合は、契約図面に示すとおり施工するものとするが、これにより難い場合は錆の除去方法及び防錆材の塗布等について監督職員と協議するものとする。

(オ) 断面修復材（ポリマーセメントモルタル（繊維入り））は左官コテにより塗布するものとするが、断面修復の厚さが 30 mmを超えるような場合には、数回に分けて塗布するものとする。

(カ) 表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう仮囲い屋根を設けるものとする。

なお、外気温が 4℃未満になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(キ) 被覆材の材料使用量確認について

被覆材の材料使用量については、設計量×(1+K)で計上している。Kは補正係数 0.11とし、補正係数には施工時の飛散、練り混ぜ機器等に残るものが含まれているが、高圧洗浄後の凹凸を解消する材料使用量は含まれていない。このため、使用した材料の空袋については、施工完了後に監督職員の確認を受けるものとする。

なお、空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(3) ひび割れ補修工（低圧注入工法）

ア 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図面に示すとおりと考えているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲を確認するものとする。なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

イ 準備工

(ア) 施工の支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

(イ) ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

(ウ) ひび割れ部のコンクリート表面については、ワイヤーブラシ等により幅 50 mm程度の範囲でレイトンス、塵芥を丁寧に除去するものとする。

ウ 注入工

(ア) 注入用器具（座金等を含む）をひび割れ上に接着剤（シーリング材）により、注入期間離脱しないよう丁寧に取り付けなければならない。

(イ) 注入用器具取り付け箇所以外のひび割れ部については、注入材が漏れないようシーリング材により処理するものとする。

(ウ) シーリング材の硬化後、注入圧力 0.4N/mm²以下で注入材を注入するものとする。

(エ) 注入後は、注入材を取り付けた状態でシート等による養生を行うものとする。

(オ) 注入材が硬化した後は、注入材を撤去し、ディスクサンダー等によりシーリング材を撤去し、平滑に仕上げるものとする。

(4) ひび割れ補修工（充填工法）

ア 補修範囲の確認

補修範囲は、図面に示すとおりと考えているが、施工に先立ち監督職員と立会のうえ補修範囲

囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

イ 準備工

- (ア) 施工の支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。
- (イ) ひび割れ部については、U字カット用のブレードによりひび割れ部に沿って、溝幅 10 mm程度、溝深さ 15 mm程度にカットし、カット部内の切粉等をワイヤーブラシ、刷毛等で丁寧に除去するものとする。
- (ウ) ひび割れ箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

ウ 充填工

- (ア) カット部内部にプライマーを丁寧に塗布した後、ひび割れ充填用可とう性エポキシ樹脂を充填しヘラにより十分に押さえ既設コンクリートとの密着をはかるものとする。また、表面は平滑に仕上げるものとする。
- (イ) 充填後、硬化までの間、充填剤表面にほこり等が付着しないようシート等により養生するものとする。

(5) 目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

ア 補修範囲の確認

補修範囲は、契約図に示す目地を対象としているが、施工に先立ち監督職員立会のうえ補修範囲を確認するものとする。

なお、補修範囲に変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

イ 準備工

- (ア) 施工の支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。なお、これについては、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。
- (イ) 断面補修箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。なお、これについては契約変更の対象とする。

ウ 成型ゴム挿入工

- (ア) 目地に沿って幅 50 mm程度、深さ 50 mm程度にコンクリートカッターにより切断し、コンクリートチッパー等により箱抜きを行うものとする。
- (イ) 箱抜き内部の切粉等をワイヤーブラシ、刷毛等で丁寧に除去した後にプライマーを丁寧に塗布するものとする。
- (ウ) 成型ゴムの挿入に当たっては、事前に成型ゴム側面に接着剤を塗布し、箱抜き部にねじれが生じないように丁寧に成型ゴムを挿入するものとする。なお、1 施工目地には連続した成型ゴムを用いるものとし、複数の成型ゴムを突き合わせにより施工する場合には、監督職員の承諾を得なければならない。
- (エ) 目地挿入部に段差がある場合及び水路断面屈曲部に係る場合の施工については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (オ) 露出する目地端部については、シーリング材により防水（漏水）処理をしなければならない。
- (カ) 目地補修の施工に係る養生については、凍結等により接着が行えない場合、監督職員と協議するものとし、これについては契約変更の対象とする。

(6) 試験施工

下地処理工の着手に当たっては、事前に、洗浄水圧及び洗浄後の既設躯体の付着強度と摩耗（凹凸）量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

ア 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

イ 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の凹凸調査を以下により実施するものとする。

なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

(ア) 放流施設（開渠）

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	開渠 1 地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	左右側壁 1 箇所 底版 1 箇所	同左 同左	同左 同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3 個
調査方法	1 箇所毎に噴射 圧力を 3 ケース 調査	測線間隔 6 cm 格子 毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力 1 ケース毎に、左右側壁 及び底版の全 3 箇所について、そ れぞれ 3 個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/ mm ² 以上。

(イ) 放流施設（隧道）

項目	下地処理	下地処理後	
		凹凸調査	付着強度試験
試験位置	隧道 1 地点	同左	同左
施工場所 (1地点当たり)	底版 1 箇所	同左	同左
施工範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3 個
調査方法	1 箇所毎に噴射 圧力を 3 ケース 調査	測線間隔 6 cm 格子 毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力 1 ケース毎に、底版 1 箇所について、それぞれ 3 個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	底版：3 個の平均値は 1.0N/ mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。
なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は以下によらなければならない。

(2) 補修工に係る施工管理基準については、以下によらなければならない。

ア 出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、次表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

(ア) 下地処理工（高圧洗浄後）

項目	管理基準値及び規格値（参考）	測定基準
外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m ごとに1箇所の割合で処理面を目視確認する。

(イ) 表面被覆工（吹付工法）

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
被覆厚さ	側壁+3 mm -0 mm 底版+7 mm -0 mm	側壁-0 mm 底版-0 mm	施工延長概ね 50m ごとに1箇所の割合で測定する。1箇所に付き左右側壁及び底版の3点を測定する。
外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。		施工延長概ね 50m～100m ごとに1箇所の割合で被覆面を目視確認する。
面積	—	施工面積 ≥設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。

(ウ) 断面修復工（左官工法）

項目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
長さ	+5 mm -0 mm	-0 mm	各補修箇所とする。
幅	+5 mm -0 mm	-0 mm	各補修箇所とする。
厚さ	+5 mm -0 mm	-0 mm	各補修箇所とし、1箇所に付き4点測定する。但し、小規模補修（概ね1㎡未満）は1点測定する。
外観	施工面に浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
面積	—	施工面積	各施工面積について、展開図又はその

		≧設計面積	他の方法により測定（求積）する。
--	--	-------	------------------

(エ) 鉄筋防錆工

項 目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
外観	錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆材塗布：塗り残し、塗りむら等がないこと。		各補修箇所とする。

(オ) ひび割れ補修工（低圧注入工法）

項 目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
延長	－0 mm	－0 mm	各補修箇所とする。
注入量	設計量以上	設計量以上	注入総量を確認する。

(カ) ひび割れ補修工（充填工法）

項 目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
延長	－0 mm	－0 mm	各補修箇所とする。
溝はつり幅	－0 mm	－0 mm	各補修箇所とする。 但し1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は、施工延長概ね10mごとに1箇所の割合で測定する。
溝はつり深さ	－0 mm	－0 mm	各補修箇所とする。 但し1箇所当たりの施工延長が10m以上の場合は、施工延長概ね10mごとに1箇所の割合で測定する。
充填量	設計量以上	設計量以上	充填総量を確認する。

(キ) 目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

項 目	管理基準値	規格値(参考)	測定基準
切削幅	+0 mm －2 mm	+0 mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
切削深さ	－0 mm	－0 mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央付近の計3箇所
延長	－0 mm	－0 mm	各補修箇所とする。
外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	同左	各補修箇所とする。

(3) 撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

ア 下地処理工

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影する。

イ 表面被覆工（吹付工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

ウ 断面修復工（左官工法）

工 種	撮影基準	撮影箇所
断面補修工	施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
鉄筋防錆工	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。

エ ひび割れ補修工（低圧注入工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。
全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

オ ひび割れ充填工（充填工法）

撮影基準	撮影箇所
施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、各補修箇所の延長、補修箇所の溝はつりの幅と深さを撮影する。
全 1 回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

カ 目地補修工（目地成型ゴム挿入工法）

工 種	撮影基準	撮影箇所
切削工	施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）、水路側壁外からの湧水部がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。
目地設置	施工延長概ね 50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、補修箇所の延長を撮影する。

	全 1 回	材料（プライマー、塗布材、成型ゴム等）の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。
--	-------	---

（４）品質管理

品質管理は以下のとおりとする。ただし、工法により次表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

ア 下地処理工

試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上	下地処理後 500 m ² ごとに 3 箇所（左右側壁及び底版）、1 箇所当たりの試験数は 3 個

イ 表面被覆工（吹付工法）

試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度 （材齢 28 日）	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500 m ² ごとに 1 回 ③試験体：円柱供試験体（φ 50 mm×100 mm）を 1 回につき 3 本採取作成 1 日後に脱型し、材齢 28 日まで 20℃±2℃の水中養生
付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3 個の平均値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上	表面被覆後 500 m ² ごとに開渠：3 箇所（左右側壁及び底版）、隧道：1 箇所（底版）、1 箇所当たりの試験数は 3 個

ウ 断面修復工（左官工法）

試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
圧縮強度 （材齢 28 日）	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：補修工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：施工延長概ね 50～100m毎に 1 回 ③試験体：円柱供試験体（φ 50 mm×100 mm）を 1 回につき 3 本採取作成 1 日後に脱型し、材齢 28 日まで 20℃±2℃の水中養生

(5) 管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省略化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。詳細は「土木工事施工管理基準の手引き」(平成19年3月30日付け農村振興局整備部長通知、最終改正令和4年3月31日付け3農振第3060号)による。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
1. UAV空中写真測量出来形管理技術	盛土
2. TLS出来形管理技術	盛土
3. TS等光波方式出来形管理技術	盛土
4. TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術	盛土
5. RTK-GNSS出来形管理技術	盛土
6. UAVレーザー出来形管理技術	盛土
7. 地上移動体搭載型LS出来形管理技術	盛土
8. 3次元MG/MCブルドーザによる3次元施工	盛土
9. モバイル端末出来形管理技術	盛土
10. 施工履歴データ出来形管理技術	盛土

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3. 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 図面のCADデータ	

4. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

5. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。

6. 情報化施工技術の活用に必要な費用

(1) 情報化施工技術の活用に必要な費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。

(2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとする。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、以下のとおりである。

1. 土質及び地質が異なった場合
2. 転石が出現した場合
3. 地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
4. 用地境界杭の設置が必要となった場合
5. 仮置土量に変更があった場合
6. 排水量に変更が生じた場合
7. 伐採後の立木の処理方法に変更が生じた場合
8. 関係機関及び第三者との協議結果により変更が生じた場合
9. 関連工事との調整により施工方法等に変更が生じた場合
10. 道路標識、構造物、看板等の設置物が工事の支障となる場合
11. 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
12. 歩掛調査、間接工事費等諸経費動向調査を監督職員が指示した場合
13. 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
14. その他精査により変更が生じた場合
15. その他本仕様書に定めのないもの
16. 水替工の作業条件及び日数に変更が生じた場合

第14章 その他

1. 総価契約単価合意方式

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後VE提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

ア V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6-1）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

ア 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）によりに通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カの V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E 提案書の使用

受注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

（1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

（2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

（3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

以下の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
敷鉄板	t=22	金ヶ崎地区
H鋼	300 型	金ヶ崎地区

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、以下の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、以下の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人・受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（5）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況

に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は以下のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法 900×900 mm以上（面積ではない）

ス 擬音装置（機能を含む）

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（2）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備
	イ 緑化・花壇
	ウ ライトアップ施設
	エ 見学路及び椅子の設置

	オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

11. 週休2日による施工

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は以下のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、以下によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	4 週 8 休以上 [現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上]
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

イ 補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

12. 週休 2 日制の促進

(1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、以下の新規の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、以下の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

（3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

（3）受注者は、（2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

（4）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実

施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

（７）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

（８）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. １日未満で完了する作業の積算

（１）本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

（２）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

（３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。

（４）受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。

（５）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

15. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

（２）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）

を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

17. 工事情報実績システム（CORINS）の登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
１．土捨場盛土工	仮置場上流側へ盛土			
（１）仮置土搬出				
押土（ルーズ）		m ³	20,700	
積込（ルーズ）		m ³	20,700	
土砂等運搬	0.3km以下	m ³	20,700	
（２）貯水池内仮設道路				
掘削		m ³	2,000	
土砂等運搬	0.5km以下	m ³	2,000	
（３）盛土				
盛土		m ³	22,700	
盛土法面整形		m ²	4,720	
植生シート工	肥料袋無、環境品	m ²	4,720	
２．コンクリート補修工（放流施設（隧道区間））				
（１）高圧洗浄工				
高圧洗浄工（底版）	30MPa	m ²	263	
（２）表面被覆工				
表面被覆工（吹付）	無機系被覆材	m ²	263	
（３）断面修復工				
断面修復工	無機系被覆材	m ²	6.5	
劣化部除去	はつり厚 3<t≤6cm	m ²	6.5	
殻処理・運搬	無筋コンクリート	m ³	0.35	
（４）ひび割れ補修工				
低圧注入工		m	11.4	
充填工		m	8.3	
３．コンクリート補修工（放流施設（開渠区間））				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工（側面）	14.7MPa	m ²	33	
高圧洗浄工（底版）	30MPa	m ²	45	
(2) 表面被覆工				
表面被覆工（吹付）	無機系被覆材	m ²	78	
(3) 目地補修工				
成型ゴム挿入工	50×50	m	15.6	
(4) 既設目地材運搬・処分				
既設目地材運搬・処分	廃プラスチック	m ³	0.04	
4. 仮設工	仮設道路撤去			
(1) 堤体下流余水吐横断工				
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	326	
大型土のう積込		袋	240	
大型土のう運搬	仮置場から設置箇所	袋	240	
大型土のう設置		袋	240	
大型土のう撤去		袋	240	
大型土のう運搬	設置箇所から土捨場	袋	240	
整地		m ³	240	
土のう設置・撤去		m ³	7	
産業廃棄物処分費	大型土のう袋	m ³	3.3	
コルゲート管布設撤去	φ1000	m	16	
掘削		m ³	55	
運搬		m ³	55	
積込（ルーズ）		m ³	55	
盛土		m ³	55	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
掘削		m3	55	
運搬		m3	55	
整地		m3	55	
5. 水替工				
(1)水替工				
排水ポンプ設置撤去		箇所	2	
排水ポンプ運転		箇所	2	
釜場設置		箇所	2	
高密度ポリエチレン管布設撤去	φ 1500 4.5m×2本 φ 1500 2.0m×3本	m	15	
単管パイプ	φ 48 2.0m	本	2	
大型土のう積込	仮締切	袋	100	
大型土のう運搬	仮締切 仮置場から設置 箇所	袋	100	
大型土のう設置	仮締切	袋	100	
大型土のう製作・設置	仮締切	袋	180	
大型土のう撤去	仮締切	袋	280	
大型土のう運搬	設置箇所から土捨場	袋	280	
整地		m3	280	
産業廃棄物処分費	大型土のう袋	m3	3.1	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	144	
H形鋼	300型	ton	1.3	
6. 仮設工（コンクリート補修工）				
(1)仮設道路工				
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	544	
(2)トンネル仮設備工				
トンネル換気設備		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
トンネル照明設備工		式	1	
トンネル仮設電気設備工	発動発電機	式	1	
(3)排水処理工（濁水処理）				
大型土のう工設置・撤去		式	1	
(4)足場工				
移動式足場	放流施設（隧道）	式	1	
(5)雪寒仮囲い工				
雪寒仮囲い工	放流施設（開渠）	m ²	242	
(6)場内小運搬				
場内小運搬（補修資材）	隧道内	m ³	4	
7. その他				
(1)事業損失防止施設費				
共通仮設（積上げ）				
事業損失防止施設費	濁度軽減処理施設			
大型土のう積込		袋	220	
大型土のう運搬	仮置場から設置箇所	袋	220	
大型土のう設置		袋	220	
大型土のう撤去		袋	220	
大型土のう運搬	設置箇所から土捨場	袋	220	
整地		m ³	220	
産業廃棄物処分費	大型土のう袋	m ³	2.4	
シルトフェンス	20m、1,000N/m ² 未満、117日	式	1	
溶接金網	線径6.0、150mm×150mm	m ²	48	
松杭丸太	長3m、末口15cm（先端加工費含む、皮むき料なし）	本	14	
吸出防止材		m ²	40	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送		台	4	
仮設材輸送		ton	180.72	
仮設材輸送		ton	1.30	
(3)準備費				
共通仮設（積上げ）				
準備費				
伐木		m ²	7,735	
集積積込み（機械施工）		m ²	7,735	
運搬（伐木）		空m3	1,015	
産業廃棄物処分費		m3	179	
(4)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費（試験費）	放流施設			
噴射圧力試験	隧道	回	1	全3調査/回（1箇所×3調査）
噴射圧力試験	開渠	回	1	全9調査/回（3箇所×3調査）
単軸引張試験（下地処理）	隧道	箇所	1	全3個/箇所（1箇所×3個）
単軸引張試験（下地処理）	開渠	箇所	1	全9個/箇所（3箇所×3個）
単軸引張試験（表面被覆工）	隧道	箇所	1	全3個/箇所（1箇所×3個）
単軸引張試験（表面被覆工）	開渠	箇所	1	全9個/箇所（3箇所×3個）
圧縮強度試験（表面被覆工）	隧道・開渠	箇所	2	3本/箇所
圧縮強度試験（断面修復工）	隧道・開渠	箇所	2	3本/箇所

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和6年度
 国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区
 煙山ダム取水設備工付帯工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面図	1	
3	堆砂除去計画図	1	
4	仮置場横断図	1	
5	隧道平面縦断図	1	
6 - 1/3	放流施設(隧道)補修計画図(1/3)	1	
- 2/3	放流施設(隧道)補修計画図(2/3)	1	
- 3/3	放流施設(隧道)補修計画図(3/3)	1	
7	隧道補修計画図(標準図)	1	
8	放流施設(開渠)補修計画図	1	
9	水替工計画図	1	
10 - 1/2	水替工断面図(1/2)	1	
- 2/2	水替工断面図(2/2)	1	
11	立木伐採平面図	1	
12	放流施設補修仮設計画図	1	
13 - 1/5	濁度軽減処理施設計画図(1/5)	1	
- 2/5	濁度軽減処理施設計画図(2/5)	1	
- 3/5	濁度軽減処理施設計画図(3/5)	1	
- 4/5	濁度軽減処理施設計画図(4/5)	1	
- 5/5	濁度軽減処理施設計画図(5/5)	1	
14	堤体下流余水吐進入路計画図	1	
15	大型土のう等保管図	1	
合計		22	